

平成26年5月30日  
自動車局**「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」  
の強化月間(6月1日～30日)が始まります**

～ 街頭検査などを実施し、不正改造車を市場から排除します ～

- 暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。
- また、特に大気汚染への影響が大きいディーゼル車は、使用過程車の排出ガス対策の推進や不正軽油の使用防止が求められています。
- このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等(別紙1)と連携し、6月を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間として特に強力に運動します。

**1. 全国で176回の街頭検査を計画**

- ① 歩行者、運転者等が見にくい窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ② 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③ タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ④ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し等
- ⑤ 不正軽油燃料の使用



＜深夜街頭検査の例＞

といった悪質事案には街頭検査等を通じて整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

**2. 「不正改造車110番」及び「黒煙110番」の設置**

各運輸支局等に相談窓口として「不正改造車110番」及び「黒煙110番」(別紙2)を設置し、寄せられた情報に基づいて、不正改造車ユーザーに対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。

**3. 不正改造実施者に対する立入検査等**

不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査により、不正な二次架装の抑止・早期発見と指導を行います。

**4. 自動車使用者等への啓発**

ポスター約13万枚の掲示、チラシ約63万枚の配布、自動車整備士養成施設等への運輸支局の出前講座、全国293社の乗合バス事業者(別紙3)の協力による広報横断幕の掲示等を行い、積極的な不正改造の排除を呼びかけます。

問い合わせ先:

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。

自動車局 整備課 山本・天野

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42415)・03-5253-8600(直通)

FAX:03-5253-1639

環境政策課 海東・後藤

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:42523)・03-5253-8604(直通)

FAX:03-5253-1639